

平成23年12月16日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成23年第4回松島町議会定例会会議録(第4号)

---

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	(欠番)	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君
選挙管理委員会事務局長	中村寛君



午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせをいたします。 [REDACTED] ほ

か6名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序にしたがいまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問を願います。

16番今野 章議員。

[16番 今野 章君 登壇]

○16番（今野 章君） おはようございます。16番今野でございます。ちょっと風邪ひいているのでいつもよりトーンが低いかと思えます。若干聞きにくいところもあるかと思えますが、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは通告順にしたがいまして3点ほど質問をさせていただきます。

最初は、ヒブワクチンなど接種費用助成の継続についてということでございます。このヒブワクチンを初め、子宮頸がん等予防接種、これは任意接種で今現在行っているわけですが、この接種につきましては、国の補助事業が今年度末までということになっておるかと思えます。国のほうでは平成24年度の概算要求で予算編成過程の中で検討をしていくと、こうっております。22年度の本町におきますこれらワクチンの接種実績は、子宮頸がんが延べ39人、ヒブワクチンが57人、肺炎球菌ワクチンがこれも57人でしたか、約費用が180万円とこういう形で実施をされたということでございます。ワクチンの接種については、計画的にそして継続的に行われていくと、長期に実施をされるということが必要かと思えます。そのことによって初めてこのワクチン接種の意味も出てくるかと考えるものでございます。すべ

ての対象者に確実に自己負担を少なくして接種ができるように、この国の制度が継続されるということが求められていると思います。まず、国の予算編成中でもありますので、こうした国の動き、動向をどのように把握をしているのかということ、また国に対して事業の継続を働きかけているかどうかということ、それから補助事業が廃止の場合、町は単独で事業の継続を行う考えがあるかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ヒブワクチン等の接種費用助成の継続についてということでございます。子宮頸がん予防ワクチン等の接種費用の助成、妊婦検診費の助成につきましては、現在国のほうで補助金を継続する方向で検討されております。万が一補助金が廃止された場合、これは当然町単独で事業の継続をしていくというのが基本的なことというふうに考えております。高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましてもワクチンの安全性と近隣市町の動向を見守りながら検討してまいりたいとお答えしてきておりましたけれども、安全性に関する治験が集積されてきており、平成24年度実施の方向で考えているところでございます。なお、詳しくは担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ヒブワクチン等の接種なんですけれども、これにつきましては、今野議員さんおっしゃるとおり、平成22年の子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進事業ということで、22年、23年度ということで始まったわけです。本町においても23年の1月の臨時議会において予算計上しまして、引き続き23年度も実施しますということで言ったところです。まず今町長もお話したんですけれども、子宮頸がん等のワクチンにつきましては国の補助の動きでございますけれども、今週16日から19日の間に国のほうで第4次補正について閣議決定されるんじゃないかという情報が入っております。そして期間的には今までやった事業を1年間継続しますという内容で進められているところでございます。そういう意味におきましても引き続き24年度も実施の方向になるかと思えます。国の働きについては塩竈地区のこういう行政連絡を通じて、前にも補助の継続と定期的予防接種となるように要望していたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 通告質問全部答えいただいたと、最初の1問だけまずしたつもりだったんですが、全部答えをいただきました。こういうことでよかったかなと思います。子宮頸がんの予防ワクチン、それからヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、この3種について

は国のほうで現在前向きな方向で検討されていると、4次補正の中でね、1年間延長の措置がとられるであろうとこういうことをございますし、もしならなかった場合でも町単独で実施をしていくという考えであるということをございますので、ぜひこれは継続をしていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。それから婦人の健康診査のほうもこれもワクチン同様の実施を行うという考え方でいいかどうかを一つ確認させていただくとともに、この高齢者の肺炎球菌ワクチンは24年度から実施の方向だということですので、具体的に対処等接種の方法等についてあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 妊婦さんの健康診査につきましても、先ほど話しましたとおり同様に継続されるようにと伺っております。この事業につきましても、今言ったとおり補助金が廃止されても安心して子育てができる環境を整えるために事業の継続をしてみたいと思います。それから高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、ワクチンの安全性と近隣の市町の動向を見ながらと前にはそのような形で検討してみたいとお答えしたところをございますけれども、このほど安全性等に関する知識や見識が集積されたことと、それから今年度10月の半ばから日本赤十字社において被災地の支援の一環としまして70歳以上の高齢者に対して肺炎球菌ワクチンの無料で実施しておるところをございます。本町においても先ほども話したとおり、24年においては実施の方向で考えております。これらにつきましても今後塩釜医師会と協議がなされる今状況になっております。近隣の市町村でも大体同じような形で進めていくとなっております。以上をございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。高齢者の肺炎球菌ワクチン、これにつきましてはそうしますと大体70歳以上という考え方で接種対象を考えているのか、あるいはいわゆる後期高齢ということで75歳以上になるのかその辺であればお聞かせをいただきたいと思います。特にこれはワクチンそのものは大体5年ぐらいの有効期間といいますが、ワクチンの有効性が大体5年たつと80%程度に落ちるとこういうことで、5年たてばもう1回ぐらい実施すると、こういうことになるかと思うんですね。たしか日本では前はこの肺炎球菌ワクチンは一生に一度と大体こういうことだったようなんですが、2年ほど前から2回の接種を認めるという方向に今転換もされたようですので、その辺を含めて何かお考えがあればもう一度お願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 助成の対象年齢につきましては、近隣でも75歳とか73歳と今のところ統一は話されていないところですが、我が町においては70歳を目安にと考えております。それから、今おっしゃるとおり、確かに高齢者の肺炎球菌ワクチンは5年間は継続ですよということで、そうした場合5年で終わりなのかということもありますので、それらも含めて検討したいと思います。年齢的には70歳からと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。高齢者が亡くなる中での肺炎で亡くなる方が大体4番目くらいの位置にあると、肺炎で亡くなる人数が。その中でも肺炎球菌に関して肺炎になるというのがそのうちの大体半分ぐらいだとかこういうふうに言われていますので、肺炎で亡くなっていくということがこの接種によって相当減らすことが可能だろうというふうに思いますので、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移って行きたいと思います。食品等の放射線の検査と正確な情報ということでございます。これにつきましては、ことしの6月にも同じように放射線の調査をして正確な情報を住民の皆さんに提供しなさいということで質問をさせていただいております。先日11月18日には、議会報告会、高城の公会堂で行われましてそこに5年後、10年後子供たちがすこやかに育つ会松島宮城の会という方、代表者の方が来られてお話をさせていただきました。放射能に関連して、町も議会も町の将来を担う子供にもっと目を向けてほしいんだと、そういう訴えをされておりました。この会では5月に会を設立をして、6月に町に第1回目の要請書を提出したと。町の放射線量測定にも同行したりしたということでございました。8月にも要請書を出し、また11月の末にも出すというふうなお話でございました。参加された方は自分の子供や孫の将来のガンのリスク、そういったものを考える、そんなときに親としては少しでも何かできることをしてあげたい、そう思って町に要請書をだしているけれども、放射能の測定以外何も実現をしていない、その時点ではそういうお話をされておりました。どうしたらいいのかと給食の安全確認を町としてやってほしいと、子供に毎日25ベクレル出ている牛乳を飲ませていると、牛乳ぐらいかえてくれとそういう要請を出したら、返事の回答を書くのに時間がかかるのでやめてくれと、そういう返答だったということで怒ってお話をされておりました。子供を思う親の気持ちというものについてはやっぱり私は本当に当たり前の気持ちではないかなというふうに思います。参加されたお母さん、じいちゃんばあちゃんからも、お前神経たかりでないかとかこう言われるときもあると、こんなお話もされなが

ら、それでも子供のことが心配なんだとこう言っておられました。私はそういう意味でこの親御さんたちと同じ気持ちを共有したいというふうに思っております。この放射線の問題、3月11日で大震災、そして福島原発の事故とこれを境にやっぱり放射線の問題というのは大きく変わったというふうに思います。最初は水素爆発によって広範囲に放射性物質が飛び散った。ですから飛び散った放射性物質、これをできるだけ直接浴びないようにするとこれが大きな課題だったわけでありまして。しかし今どうでしょうか、空中を漂う放射線の量というのは相当少なくなってきたいるでしょう。地上に舞い降りて土壌の汚染ということになってきているかと思えます。そうした土壌の汚染を通じて食品の汚染ということにもつながってくる、こういう形だと思えます。そのことによって私たちが食する食材、米、野菜、肉、魚、水、飲料水こういったものが汚染をされてくるということになるわけでありまして。いったん汚染された食物を食べるということになれば、体の中に放射性物質を取り込んでいくということになりますから、この取り込まれた放射性物質、体の外に数日で排出をされるものもあるかと思えますが、長期にわたって体内にとどまるというケースも当然あるわけでありまして。放射線の量、強さだけにとどまらず、いったん体内に取り込まれた放射性物質、これが体を与える影響というものをわずかであっても懸念しないわけにはいかないというのが今の状況だと思えます。学者によっては式1という考え方を示して例えば1ミリシーベルト以下だったら安全なんだとか、こういうことを言われる方もいらっしゃいますけれども、今の考え方はそういう式1という考え方には立っていないというふうに私は思います。できるだけ少ない方がいいと、体内に取り込む放射能、こういうのは少なければ少ない方がいい、そういう考え方だというふうに思っております。米国の科学アカデミーも大体そういう考え方に立って体内に取り込まれる放射線の問題を考えているというふうに言われております。そういう立場で最近では学校給食等々の食料、給食こういったものを測定する町村もふえてきております。私はこういったものをよく測ってそしてきちんと積算をしながら、人体に与える影響というものを行政がきちんと掌握をしていくという考え方が大事だと思えます。そういう意味でもきめ細かにいろいろなものを測定をしてそして正確な情報を住民に提供していくと、そのことが風評被害を消していくことにつながりますし、親御さんたちの心配、こういうものを少なくしていくというふうに通じるというふうに考えるものであります。

そこで町としてまず放射性測定ポイントを今以上にふやし、かつホットスポットと言われる場所が本当はないのかどうか、そういったことの確認をする作業をする考えがあるのかどうかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 福島原発事故に関する放射能の測定でございますけれども、当町として7月より調査を開始し、現在9カ所の公共施設で定期的な測定を実施しております。今後も当分の間継続して調査し、ホームページ等で公開してまいりたいと考えてございます。また文部科学省と宮城県が実施した放射線量調査について新聞等で掲載されましたが、宮城県内のほとんどが0.1マイクロシーベルト以下にとどまっております。飲食物及び水道、農林畜産物についても宮城県並びに町が実施している調査を今後も継続して監視してまいりたいと考えております。以下詳細については担当より説明を申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、今回町のほうの放射線に関しましての窓口ということで環境防災班でやっておりますので、まずは私のほうから報告させていただきたいと思っております。まず、学校関係のほうなんですけれども幼稚園、小中学校におきましては既に遊具の下や雨どい、それから花壇等のホットスポットになりやすい箇所、計28カ所を毎月2回測定しております。保育所につきましても、同様の調査を保護者の皆様方と一緒に先ほど今野議員さんもお話ししておりましたけれども、現場で測定を実施しているというところでございます。またブランコや滑り台という遊具、それから雨どいや側溝、学校の菜園もありますけれども、子供たちがよく遊ぶような場所をより地表に近い20センチの高さで毎月測定し、学校へ通知しております。学校側では保護者の方々に学校から周知をしております。また、保護者の不安への対応として幼稚園等の砂の入れかえなど4月から5月にかけて実施をしているというところでございます。砂の追加、雨どい、それから側溝の高圧洗浄機による洗浄についても夏休み期間に実施しております保護者の皆さんに草刈りなどもご協力いただいております。今後につきましても、学校、幼稚園、保育所等の施設において子供たちが頻繁に遊ぶような場所、頻度の高い場所、高い線量が心配されるような箇所の定期的な測定ということにつきまして、清掃等の対応も含め保護者のご協力を得ながら子供の安全と健康を守るということで努めてまいりたいというふうに思っております。このことを踏まえまして測定ポイントに関するような場所につきましては、県がさまざまな調査を実施しております。実際宮城県のほうでは県内公共施設1,622箇所測定を実施しておりますので、こういったデータなんかも駆使しながら町の調査も継続的に実施して常にホームページ、広報等で公表してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 学校、幼稚園、保育所こういったところの言ってみれば敷地の中でのホットスポットということでの測定はされているということだと思っんです。やっぱりそこだけじゃ私はだめなんだろうなと思っんです。もっと広範囲に町内のいろんなところをやっぱり測定していくということが必要だと思ってきょうは質問をさせていただいているわけですね。通学路だってあるわけですから。通学路の例えば側溝はどうなんだろうかというそういったことも含めて、もっともっと疑わしい場所というものを行政側が積極的に探し出して測定をしていくと、ホットスポットを調べていくという作業が必要なんではないかというふうに今思っているんですがその辺についてはいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 町の測定につきましては、我々も正直言いまして専門的な知識を持ち合わせていないということもございましたので、宮城県の原子力安全対策課放射性物質汚染対策班に県内の女川原発なんか勤めていました医学博士がいらっしゃるんですが、こういった方が今県庁に集約されております。こういった方々のご意見もいただきながら判断させていただいているんですが、12月14日つい最近なんですけれども、環境省の水、大気環境局のほうでガイドラインを作成したばかりです。いかに国の取り組みが後手後手に回っているかというのもこの辺であるかと思っます。そういった中で、議員立法で特別措置法も制定、8月にされましてこれに基づいてガイドラインをつくったんですが、まず一番大事なことがなされていないのが、汚染状況の重点調査地域をいまだに国が指定していない、これが一番大きな問題であり、これが指定されていないからこそ、さまざまな大学の先生方、医学博士の方々、それから民間の専門研究機関の方々の論評、報道のあり方、そういったのでいろんなお話が出るので国民はますます不安になっているんだろうというふうに思っます。このガイドラインの中で今回示されているのが4編の中でつくってあるんですけれども、一つは建物、それからあと道路、それ以外の土壌、それから草や木そういったものについての測定に関する準備、事前測定、汚染の方法、それから事後の測定の方法、記録のまとめ方、こういったものが本来示されていく、これがやっガイドラインで大枠が大綱が示されたというだけで、これからが本当の取り組みだろうと思っます。こういったものも踏まえまして今議員さんがお話なさっているような町単独じゃあどうなんだということにつきましては、再度こういった県の専門機関の意見もいただきながら、ポイントを絞りながら最低今現在やっている調査ポイントは継続して公表していきたいというふうに思っます

ので、なにとぞその辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ご理解というわけにはなかなかいかないと思うんだ私ね。やっぱり時間がたてばたつほど手が後で後でということになるんですよ。やっぱり先んじてやっていくことが大事なんです。やっとガイドラインが示されると、本当に国遅いんですよ。櫻井専門監言うとおりでと思うんですよ私。だからこそ住民に直接結びついた行政としていち早く取り組んでいかなくちゃだめなんです。金がかかるからどうのこうのという話もあるかもしれないけれども、これはきょうの新聞でしたっけか、放射能対策費3億7,000万円、宮城県全市町村まとめて損害賠償を求めますよと言っているんでしょう、この中に全部入っていけばいいんですから。そのことが大事なんです。だから先んじて取り組んでかかった費用はきちんと東電に補償してもらうんだ、この立場が行政になかったら何にもできないんですよ。私はそういう意味で積極的な放射線の測定というものをぜひやっていただきたいと思うんです。いろいろ専門監も勉強されてやっているんだとは思いますが、どうしても国、県なりの行政の上の方から流れてこないと仕事をしないと。流れてきたものでこれならやれるかなということでやるんだと思うんですが、自分たちでやっぱりじゃあ記録の仕方はこうしようとか、まとめ方はこうしようというものをまずつくって始めたらいいじゃないですか。私はそう思うんですがいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 我々のほうも記録の取りまとめの仕方につきましては、一定の書式をつくりましてやっているところではございます。また日常においてもさまざまな町民の皆さんから窓口で実際においでいただいてご相談を受けております。そういった中で町が持っている測定機器を貸していただけないかという方々にも積極的に機器をお貸ししてその結果についてご相談させていただいているというやり方もしていますので、この辺ももっともっとPRをしてもっと踏み込んだ住民の皆さんに対しての町の姿勢を見せていきたいなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 最後に確認だけこの問題しておきますけれども、結論として測定ポイントをふやす考え方はあるんですか。今後、今以上にふやして測定をしていくという考え方は持っているのかどうか。ガイドラインが2月14日に示されると。これを受けてそれぞれ建物道路草木、土壌こういったものに対する考え方が示されるんでしょうから、こういうことで

測定の仕方もやり方も出てくるんでしょうから、ふやされるんですか最終的に。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） このガイドラインにつきましては、先日新聞等でも記載されたんですけれども、まず各自治体のガイドラインで指名する重点地域の対象する首長さん方のご意見もいただきながら公表していきたいというような国の考え方がございます。先ほどの調査の内容につきましては、そのガイドラインで重点地域に指定された地域に対して用いるということですので、それ以外の市町村についてはこれを準用して取り組んでいくか否かの話になっていこうかというふうに思います。ですから我々のほうも環境対策班のほうに再度、常に相談をしていきながら、公共施設以外での調査をということを議員さんお話しなさっているのではないかなというふうに思いますので、その辺を指導していただきながらとらえていきたいというふうに思いますので、今この時点でふやす、ふやさないというのは言えないなというふうに思っておりますので、今一度その辺の検討の時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町長、担当のところではふやす、ふやさないは今決められないこう言っていますよね。だけど私はふやしてやっぱり測定して、そして住民の皆さんに安心していただくと、ここが大事なんじゃないかと思うんですよ。これは首長判断だと思うんですよ、ふやすかふやさないかは。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 事は専門的な部分にかかわるところでございますので、わからないところが大変多くて、ふやす、どこをやればいいのかと、やはり状況が落ち着いておりますので、効果的な測定をしなくちゃいかんのでホットスポットとは一体どういうふうに形成されるのかとか、そういったことも専門的な知識をもとにしてやることに意味があるというふうに思っております。現在でも最低ホットスポットと考えられるところはやっておりますので、その辺は今後ちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 日本には立派な科学者がいっぱいいるんですよ。だけどホットスポットがどこにあるかわかっている科学者はだれもいないんです。測って初めてわかっているんですよ。そういうことなんです。測らなきゃわからないんです。私はそういう意味ではここで町内しっかり測って、ホットスポットを探すんだとそういう意気込みを町は示すべきだと

思うんですよ。非常に残念で仕方ないですね。もう一回答えを求めたいところでありましてけれども、まだ質問も残っておりますからぜひ測らなければわからないんだということを頭に入れていただいて、場所をふやしていただくということをきちんと求めておきたいというふうに思います。

この問題の二つ目に移りますけれども、内部被曝を避けるための地場産食材や学校給食の安全性を確認するというのもまた大事になっているというふうに思います。先ほどもお話ししましたけれども、測定をすることによってさまざまな風評被害、そして不安こういうものを解消できるというふうに思っていますので、ぜひ測っていただきたいし、同時にこれは内部被曝にかかわる大切な問題です。そのことによりまして全国でもこの学校給食を初め、さまざまに食材を測定するという自治体が独自に測定するというそういう自治体がふえております。本町でもぜひそういう意味におきましては、学校給食等を定期的に放射線測定をしていただく、あるいは松島ですと農産物、それから水産物等々もありますので、そういうものもきちんと測定をしていただきたいと思うんでありますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） それでは私のほうから、内部被曝を避けるための地場産食材や学校給食の安全性の確認について答弁させていただきます。

地場農産物食材につきましては、9月定例議会におきまして農産物放射性物質自主検査手数料を補正いたしまして、学校給食用野菜、直売用野菜等の放射性物質を仙台農業協同組合と連携して国が定める検査機関であります、財団法人日本冷凍食品検査協会にて検査いたしまして、その結果をホームページ等で公表しております。また、原乳につきましても毎週県で検査しており、暫定基準値を大きく下回っている現状でございます。それ以外の食材につきましても国や県で検査し、公表しております町でも公表データを注視しながら安全な給食に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これは計測の仕方の問題もあるかと思っております。食材ですから例えばニンジンならニンジン、魚なら魚これを単品ずつ測っているということになるかと思うんですが、どれだけ放射線を摂取するかということになればトータルとしてどれだけ摂取しているのかということの特に関係でいけば、測らないとわからないわけです。個別の問題としては、ですから学校給食であれば給食で出たご飯、味噌汁、あるいは総菜、

おかず、あるいは牛乳、こういうものをトータルに混ぜ合わせて、全体を混ぜ合わせてそれ全体を計測をしていくと。そうしないとその子供なら子供が摂取した放射線の総量はわからないでしょう。そういう測定が大事じゃないかというふうに私は思っているんですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） この間、色川議員からもご指摘いただいたときにちょっとお話ししたところですが、文科省として測定限界を設けて機器の基準を決めたということでございまして、私どもとしてはそれを受けて測る方向で今準備をしています。ただ、まだいつから測るといふ明確な回答はできないところではございますが、今4案出ておりまして一つは県で買う機械を借りようかと。ただこれは県で5台しか買わないので地区に分けるといふことで、例えば塩竈地区で借りたときにも2市3町あるわけですから、120キロある機械でございましてそう簡単に持ち運びができないといふことで、ちょっと使い勝手としてはどうだろうといふ疑問があります。

二つ目として、それではそれを補完する意味で町単費を投じて100万円ぐらいで機械を購入してそれでスクリーニングテストとかをしてやっていったらどうかということがありますが、これが今野議員先ほどおっしゃっておられました正確な価ということに果たして合致するかということもあるので、やっぱり補完的な機械でしかないだろうなど。

それから三つ目としては業者さんに検査を委託すると、大学に委託するという方法があります。1検体2万円でございますと20日間やると40万円、11カ月給食を提供したとして約440万円かかるということがあります。

それと四つ目が国民生活センター、消費者庁で管轄しております外郭団体と言ってよろしいんですかね、間違っていたらすみません。ここでガンマ線スペクトロメーターというのを日本全国に150台貸し出ししますというのが12月9日だったのでしょうか、紹介文書来ました。それに早速私どもとしては手を挙げさせていただきました。日本全国に1,500の自治体があるので10分の1かなとも思うんですが、被災した自治体ということになりますと222だったですかね、ですから確立としては高いかなと思っていますし、これに漏れたら3次補正の中で追加で国民生活センターとしては購入し、さらにお貸ししますということなので、私どもとしてはこれに期待を寄せたいと。これから手を挙げましたので1月初旬に決まり、1月中旬ぐらいにはものが入るかもしれないという状況です。ですから1月の30からやりますよとか、25からやれますよとかそういったことはちょっとお答えできにくいんですが、これを中心に使

っていききたいなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。学校給食については測定をする方向で考えておられるということかと思えます。県のほうは今お話にもありましたように5台しか購入しないということで、1台250万円ぐらいですか、のものをお買いになると。これはニュースを聞いているとあんまり精度のいい機械ではないように聞こえるんですよね、私が聞いたときのニュースは。県で買ったやつはあんまり精度がよくないんじゃないかと、買うやつはですよ。そんな印象でニュースを聞きました。ですからできれば私は精度の比較的好いものをぜひ買っただきたいというふうに思っております。これは学校給食の食材を検査するというときに、今お話ししたように例えば食材それぞれ単品、単品で計測するというやり方と、それから一人の子供が食べる総量をミキサーで全部混ぜてそして、それ全体を測定をするというやり方とあると思うんですが、どういう方法でなさることになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 消費者庁で出すガンマ線スペクトロメーター、これについてはまだ仕様が私どもには明示されておりません。単品、単品でやるのか、それともトータル的にやるのか、単品単品といいますと食品の近くにある放射能放出量、これを測る方法があつて、これで簡易的に測ると。よくテレビなんかでも松本市さんでよく使っているやり方なんですよ。これでやるかということがまだ明示されておりませんので、お答えにくいところがあるところがございますが、いずれ私どもとしてはトータル的に測りたいと。それから前に5月だったと思うんですが、私どものほうから議員の皆様方に放射能汚染に関する基礎知識というリーフを配らせていただいたんですが、その11ページにセシウム被曝量の計算というのが載っております。換算計数も載っておりますのでこれでセシウムの被曝量というのを出して今許容被曝量が年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに変わっているのをご存じだと思うんですが、そういったものと照査しながら安心・安全な給食を提供したと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。今年間換算量の話出たからですけれども、1.3の10のマイナス5乗とセシウムだとね、そういう数字だと思うんですが、大体それをやれば今の状態だと本当に極めて微量な放射線だという結果にしかならないんです。問題は体に微量であっても入れるか、入れないのかということがやっぱり大事なのね。なかなか入れないというの

は難しいんですが、できるだけ少ない量にしていくということが大事なんだとこういうふう  
に今思っているわけです。ですから、教育関係の皆さんもその辺のことをよく気を使ってい  
ただきたいというふうには私は思うんですよ。国で示した基準が例えば年間1ミリシーベルト  
以下から大丈夫だというなんて話は絶対してほしくない。少なければ少ない方がいいんだとい  
うそういう認識に立ってやっぱりお話をぜひしていただきたいと思います、私は。そうでな  
いと内部被曝なんてのはどうにも証明のしようのない話ですよ。10年、20年、30年たつて  
から出てくる話ですから、だれも証明できないですこんなものは。ただ現実の問題として例  
えばチェルノブイリで1986年に事故があった、そしたら5年後には甲状腺ガンが非常に多く  
発生した、そういう経過があるだけなんです。それがチェルノブイリの原発が原因でそう  
なったんだと立証はできないんですよ。だけど測ってみれば、発生量を見ればそういうこと  
だ、それだけのことなんです。ですから、将来にわたってこういうものをきちんと追跡を  
しながら、子供たちがどういう影響を受けているのかということをお私自身はしっかりと  
つかんでいくということが大事だと思うんです。そういう意味でこういう検査機器をぜひ購  
入して測定をしていただきたいということなんです。3番目に購入のお話を出していたわけ  
ですが、今亀井課長のほうから消費者行政庁のほうの機器の購入と、借り入れですか、いうこ  
ともあるというお話がされました。12月9日に120台貸し出しがあるというお話ですね。  
私は消費者庁のほうでこういうのを出していますか、ごらんになっていると思いますけれど  
も、ここに放射性物質検査器の整備ということで、地方自治体における放射性物質検査体制  
の整備ということで、消費者に身近な段階で食品などに含まれる放射性物質を検査測定する  
には、地方自治体の取り組みが極めて重要となります。それを経費面で支援することを目的  
とするのが次の二つです。第1は国民生活センターの運営交付金による支援です。独立行政  
法人国民生活センターを通して、都道府県、市区町村に対して放射性物質検査機器の対応及  
び検査方法等の研修などを行います。急ぎ機器の確保や研修体制の整備などの準備を行い10  
月以降に実施していく予定です。第2は現行制度の地方消費者行政活性化基金を活用した支  
援です。食品と放射能への対応も消費者行政に含まれると判断し、地方自治体による次のよ  
うな取り組みへの活用を推奨していますということで、放射性物質検査機器の購入だと、こ  
うなっているわけです。ですから借りるという手段もあるかと思えます。課長が言われるよ  
うに被災自治体に対し、120台ということですから（「150台」の声あり）150ですか、いうこ  
となので、相当借りられる可能性もあるかと思えます。ぜひそれは借りていただけるものな  
らば借りていただきたいと思えますし、借りられない場合については、こうした事業という

ものも活用して測定器の購入ということも考えていただきたいというふうに思っているわけです。既に国分寺市ですかね、とかはこういう交付金を活用して、基金を活用して放射能測定器の機器を購入するんだとこういうふうにホームページに出ておりました。平成23年11月に購入にかかる契約を行って、平成24年2月に納品を予定していると。そして測定を始めて行きたい、こういうふうに今ホームページに載っております。ぜひ本町においてもこの測定器の購入、借りられなければ購入をとというふうに今思うわけではありますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 先ほども申し上げましたが、これからは150台でございますが、その次に追加での募集もあると。国民生活センターで購入をして追加で再度募集をして貸し出しもあるということですので、そちらの道をまずは探っていきたいと。それでもどうしてもだめであれば購入という線も出てくるかもしれませんが、それはまた後の検討材料になるのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それではぜひ測定に向けて努力をお願いしたいと思います。

次に子供の健康調査ということについてお伺いをしたいというふうに思います。このことにつきましては、先日新聞で明治の粉ミルクですかね、こういうお話もありました。粉ミルク、明治ステップ850グラム缶から22ないし31ベクレルの放射性セシウムが検出をされたということで大変な騒ぎになったわけでありまして、こういうものが基準からいけばこれも全然問題にならない数字だということでもあります、ほとんど店頭からはこの粉ミルクは撤去されてしまった、こういうことでありますから子を持つ親の気持ちを考えたときに、こういうものは本当に絶対に出してはならないし、飲ませてはいけないということだというふうに思います。また、岩手県で今度子供たちの健康を守るために検査をするということにしたという記事も出ておりました。そうしましたら一関市では、かなりの数の申し込み、岩手県でサンプル的に健康調査をすると、おしっこの検査をするということでやって、一関市にちょっと数は忘れちゃけれども、30人なら30人の枠をやったらそれに何千人という応募があったということで、非常に関心が高いということが言われているわけであります。本町においても私は同じようなことが多分あるんだろうなというふうに思っております。そこで、ぜひ子供たちの健康調査というものも実施をしていただきたいというふうに思っているわけ

であります、その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは私のほうから子供の健康調査について回答させていただきます。

子供の健康調査につきましては宮城県において10月25日に第1回の宮城県健康影響に関する有識者会議が開催されております。その中では県南地域における放射線の積算積量や放射線の健康影響に関する学術研究結果及び福島県における内部被曝の検査結果から現状では健康への悪影響は考えられないということが出ましたけれども、健康の調査の必要性はないとの結論が出されたところでありますけれども、ただ健康への不安を抱える住民がいることから健康へは影響がないということを確認するために、丸森町の2地区において子供を対象に検査が行われる予定でございます。我が町としましてもそれらの結果を踏まえ、最終的な意見が出るようでございますので、宮城県の意見等を参考にしながら今後の調査等の方向を決めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 原発が爆発したときに放射能が漏れて健康に影響が出るレベルではないなんていうことを言った方がいらっしゃいましたけれども、私は同じだと思うんです、今言っていることというのは。専門家が集まっているいろいろ検討した結果検査しなくてもいいんだと、こう言っているけれどもさっきから言っているように問題は内部被曝をしてその被害が出るのは10年、20年後なんだと。こういうことですよ。ですから今検査して問題ないんですよ。大概の場合は。検査を定期的に続けていくことが私は大事じゃないかとそう思っている。ですから今から定期的に子供たちの健康をきちんと見ていくと、こういう放射線にかかわる部分についてですよ。見ていくということを行政としてやらなければならないのではないかとこういうことなんです。今問題が出るといったら大変だと思いますよ。大体取り組み自体が遅いですよね。甲状腺のやつは予想の関係は大体8日が半減期というだけですから、もうほとんどなくなっている可能性があるわけですから対応としてはとっくに遅いという部分もないわけではないんですが、それにつけてもやっぱり内部被曝による影響というのはこれから出てくるわけですから、そういうものをきちんと押さえていくための検診、健康診査というものを実施すべきなんだ、こういうことなんです。今問題がないから後はしなくてもいいということではないと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 3日、4日前の新聞にも宮城県知事がこのような内容を発表しております、今までは甲状腺の場合だったんですけれども、いろいろな超音波の検査も行うということでそれらの最終的な意見が出されるようでございますので、先ほどと同じような回答となりますけれども宮城県の意見等を参考にしながら我が町においても今後の方向性を決めたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） だんだん時間がなくなってくるので少しはしょっていきますけれども、ぜひ私としては健康調査についても動向を見ながら実施の方向で考えていただきたいということはお願いをしておきたいと思います。

最後にこの問題最後です。農漁業、観光業等々含めて被害補償というものがきちんとされるということが大事だと思います。先ほどきょうの新聞ですか、放射能対策3億7,000万円と、32市町村で宮城県がまとめて東京電力に27日に請求をするところ書いてあります。各自治体が補償を求めるということについては当然のことというふうには思っておりますが、まずそれでは本町ではどのぐらいの補償を求めているのか、これがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 第1回目の取りまとめにおきましては、松島町につきましては機器の購入費用等につきまして県のほうに申し立てをしております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると約30万円ということなんですか。ほかの自治体ではそれに係る職員の経費も見込んでやっているようなところもあるようですが、それは入っていないんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 人件費につきましては、これ専門に人を雇用した場合の人件費ということで提言がありましたので、人件費につきましてはうちのほうは計上しておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうですよ。私は放射能の測定をするのにも、やっぱり人件費、人を雇ってでもきめ細かくやるべきだと思うんですよ。そういうことがないんですよ、我が町は、積極性がない、そういう意味では。そういう積極性を持って先ほども一番最初に言いま

したけれども、測定をする人員も確保してきちんとした情報を出していただきたい、こういうふうに思います。それで行政は行政としてこれは県がまとめてやるということなんですが、町として農漁業、観光等々の実質的な被害、風評被害といいますけれどもきのうですか、おととい、これも旅館業の方々がお集まりになって風評なんてものじゃないよと、こういうことで声を上げているようではありますが、それらを含めて町として被害補償についてどうかかわるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原発事故に対する補償問題ですけれども、農畜産関係については、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会というのがございまして、これがJA県中央会に平成23年6月13日に設置され、同業者等の賠償請求等を取りまとめる窓口ということになりまして被害の早期補償がなされるように国へ要望していると。また水産関係については、漁連並びに県と歩調を合わせて政府要望を継続して実施してまいるといことです。また観光業については日本旅行社が減少分について福島県及び北関東3県のみが補償対象として明記されているようでございますけれども、宮城県が対象とされていないことはまずいということで県を通じて国の責任で補償することを求めてまいるとい考えでございします。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町として取り組むということはないんですか。今町としてどういう取り組みをされるのかと、取り組みはしないのかということでお聞きをしているので、それぞれの団体がそれぞれを代表して当然やることだと思うんですよ。行政としてそういうものに対する姿勢というのをどう考えているかということなんですがいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 当然これは補償要求していかなければならないというふうに思っておりますので県等にも話はしているところでございますけれども今度どういうふうに共同してやるかについて今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） あんまり具体的にはないと、こういうことだと思います。あと残るところ30分ぐらいなので次のやつに移りたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 休憩という声ありもありますが、質問者ものどの調子を整えるために少し休みますか。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは3点目、高齢者の願いにこたえる介護保険計画をということでございますが、今年の6月に介護保険法が改定をされたということで、また、この介護保険制度が大きく変わるのか小さく変わるのかわかりませんが、変わると。こういうことになるわけです。来年そういった制度自体が変わるといこととあわせて介護報酬もまた見直されますし、医療の診療報酬も同時に見直しをされると、こういうことになっている年になるわけです。介護サービスの提供体制とあり方というのが医療とも一緒になって連携、連動しながら変わっていくと、こういうことになっていくんだなとこう思っております。介護保険制度が始まって11年目になるわけでありまして、この間親が倒れて介護が必要になって仕事をやめたというような方もいらっしゃいますし、入所施設を探すのが大変だと、こういう方もたくさんおられます。また、特別養護老人ホームに入りたくても入れない、そういう状況がずっと続いてきているわけでありまして。介護保険、本来の目標というのは高齢者がこの表題にもありますように安心して高齢期を迎えて暮らせると、こういうことだったんだらうと思うんですが、なかなかそういう安心な状況を高齢者の皆さん方につくり出してあげているということにはなっていないなと感じているわけでありまして。そういう介護制度の状況の中で、ことしは来年2012年から2014年までの3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定をすることでこういう年にことしは当たっているわけでありまして。本当に高齢者の皆さん、家族の皆さんが安心して介護保険制度を利用できる、そういう事業計画にしていこうということが大事ではないかということで、以下の点についてお聞きをしていきたいというふうに今思うわけでありまして。

一つは、介護計画の策定はどんな形で進められているんだらうかということでございます。今回の計画の策定に当たりましては、この質問用紙の一番最後に掲げておりました地域包括ケアシステムの策定、これらも含めて計画がつくられるというふうに思います。そういう点におきましては、認知症の方への生活支援であるとか、また医療との連携の問題であるとか、高齢者の居住施策との連携、こういう問題を含めて計画に盛り込んでいかなければならない

とこういうことになるかと思えます。今までは、高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画ということで我が町では計画をつくっているわけではありますが、そういう計画を大体つくると町のほうは大体事業者にあとはまかせればいいのかと、給付費をあとは計算して出してやればいいのかと、そういう形になっていたんではないかなと。そういう意味では介護保険というものが計画をつくれれば大体事業者任せになっているような状況にあったんではないのかなというふうに思うわけです。そういう点でもっと積極的に行政がかかわって高齢者一人一人が本当に住民の一人として大切にされる、そういう大切にされているんだということが実感できるような計画にしていくということが私は大事だと思います。今現在この計画策定に向けて策定中とは思いますが、どういう形で進められているのか、計画の策定をするための委員会等がつくられているのか、あるいは住民のニーズ調査等々が行われているのかなど含めてどのような形で計画の策定が進められているかをお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護保険事業計画でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり、介護保険につきましては、平成12年度からスタートしまして3年サイクルということでこれまでに第4期計画は策定ということでございますけれども、24年度から3年間の第5期計画ということでございますけれども、今回の地震等の災害によりまして取り組みについてはおくれたの取り組みとなりましたけれども、現在町民の方と事業者の方に対しましてアンケートの調査を実施しております。アンケートの実数につきましては、介護認定者500人、それから一般高齢者500人、サービス事業者34事業者にアンケートの依頼をしているところでございます。アンケートの内容につきましては、これまでの第4期までの計画あった内容等、大体同じような内容で町民の方がどのようなニーズが必要なのかということで調査をしているところでございます。それらのニーズ調査を踏まえまして、これから介護保険の運営委員の皆様方からご意見をちょうだいしまして、よりよい介護サービスが提供できるような計画にしたいと今策定の作業中でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 災害でおくれたということでございまして、そうしますとまだアンケート調査をしている段階ということで、余り具体的な計画内容にはなっていないということでよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） アンケートの調査も今月の21日までという回答でございますので、具体的にはまだ集計とかに入っていない状況でございますので、今、今野議員さんおっしゃるとおり具体的な調査内容は実際のところまだ詰めていないところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうするとなかなか質問しても答えにくい部分もあるかなとは思いますが、一応担当者としての心づもりもあるかと思しますので、その辺を中心にしながら次の点をお聞きしておきたいと思えます。

二つ目ですが、一つは介護保険事業計画、次期計画中の介護保険料の額、どの程度になるのかなということなんであります。最初に始まったときはたしか基準額が2,920円でしたかね、そこから始まって現在は3,800円ぐらいになっているというふうに思いますが次期計画ではどのぐらいになるのかというところがあれば、お教えをいただきたいというふうに思っているわけでありまして。12月13日火曜日の新聞報道によりますと、介護保険料大幅増と、来年4月以降県平均月額4,942円にということ報道をされておまして、平均で940円、23.6%の大幅増を見込んでいるという報道がされているわけでありまして。多分各町村、ヒアリングか何かを通じて集められた結果こうだと思いますので、本町においても試算はされているかと思しますので、ぜひその辺について明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護保険料の額でございますけれども、今野議員さんおっしゃるとおり、第1期が2,920円、第2期、第3期が3,200円、第4期が3,800円ということで推移していたところでございます。現在新聞で発表のとおり、私どもにおいても国のワークシートに入れての計算でございますけれども、高齢者の人口増課とか近隣に施設整備が行われるなどによって給付費の増加を考えますと若干値上げをせざるを得ないのが状況かなと思えます。実際のところまだ今現在ワークシートでの当てはめた計算の段階では400円ぐらいが値上げになるのかなというような今試算の状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと400円ぐらい、基準額で4,200円ぐらいになるとこういうふうになるかと思えますが、これはあとの問題ともかかわる話ですよ、給付費施設導入給付費とこういう問題がどうしてもありますので、関連してお聞きをしていきますけれども、まず保険料を考えた際に平成21年度末に1億838万6,000円の基金があったと、22年度末では1

億1,745万7,000円の基金があると。こういう状況になっておりまして、毎年度基金が減るのかなと思っていたらまずはふえたと。23年度末はどのぐらいになる見通しかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今現在財政調整基金でございますけれども、1億1,000万円の残高でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと基金的にはまだほとんど減らないと、変わらないとこういうことで、これは400円のアップということなんですけど基金の取り崩しということも踏まえた上での400円ということになるのか、その辺はいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 24年度の予算、今の時期編成時期なものでございますので、はっきりとした数字まだお示しできないんですけれども、一応財調のほうから取り崩しを考えておりまして約5,000万円くらいは取り崩しをして保険料を抑止したいと思ひまして、これらの財調も入れた金額が400円ぐらいの値上げというような感じでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これは財調5,000万円取り崩すというのは3年間で5,000万円という意味なんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 24年度においてでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると毎年度5,000万円ぐらいの取り崩しをしていくとこういうことになるかと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほども話したとおり、とりあえず予算編成の過程でございますので、24年度においてはそのような取り崩しで予算編成の方向で進めておりますけれども、その後の第5期計画中の25、26年度につきましては、そのまま推移するというのはちょっと今のところこの場ではお答えできないものでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 課長ね、3年間決まるわけだよね。だから毎年度5,000万円取り崩すん

なら取り崩さないとその保険料は維持できないわけだから、単年度で5,000万円取り崩すことになれば、毎年度5,000万円取り崩すというふうにならないと計算上は合わないのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） すみません。ちょっと私の認識不足でございまして、5,000万円については3年間での取り崩しということでございますので訂正させていただきます。すみませんです。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ちゃんとね、時間なくなってきた焦っていますから正確に早く教えてください。多分1,500万円ぐらいですね、そういう金額だと思います。私は基金ね、何でもない基金というのは一般財政調整基金以外の基金は基本的には皆さんからいただいた保険料だったりするわけですから、これは基本的には今利用されている方々にやっぱりできるだけ返していくと、こういう考え方が大事だということ、前の保険事業計画のときもお話ししたでしょう。国もそういう方向で言っているんですよ。だから5,000万円3年間で取り崩すというこの考え方どうなんですかということなんですよ。もっともっと取り崩しをしてできるだけ保険料を安くしなさいと、4期のときは厚生省そう言っているんですよ。今回だって同じでしょう、考え方としてそんなに変わらないと思うんですよ。ですからもっと取り崩しをして引き上げ幅を小さくすると。このことをやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 確かに一応保険料の抑止ということで3年間で5,000万円の財政取り崩しということなんですけれども、おっしゃるとおり、もっと財調を崩して保険料の抑止に努めるということがやっぱり大事なかなと思いますけれども、今先ほども話したとおり予算編成の段階でございますので今の段階では3年間において5,000万円の取り崩しということで、先ほど話した保険料についても国のワークシートに当てはめた段階でございますので、これが必ずしも400円とかに値上げになるかというのはこれからいろいろお示ししたいと思っておりますので、今の段階ではそのような状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。ぜひ調整基金ということでため込まないで、できる限り取り崩しを図って保険料が安くなるようにしていただきたいというふうに私は思っております。

す。そのことをお願いをしておきたいというふうに思います。

次の問題ですが、今度の改正保険法、介護保険法これによりますと、今度は新たな事業といえますか、こういうものも入ってくるということになってくるわけですね。その中に介護予防・日常生活支援総合事業の導入というものがあるわけでありまして。これの導入については町の判断で導入する、しないということを決めることができるということなんですけれども、本町ではこの導入についてどのように考えておられるのか、もし導入をされるという場合にその導入におけるメリットというものはどこにあるのか、その点についてお伺いをしたいと思いますし、それからこの事業は保険給付費全体の3%内の事業にしないと、こういう枠がはめられているようでありまして。本町におきます22年度の給付総額は10億8,672万9,616円と、こういうことでありまして。介護予防支援、居宅介護支援につきましては、4,656万7,493円ということで、これは一律に同じかどうかわかりませんが、今新たな法改正で行われようとしている介護予防、日常生活支援総合事業、これに見合うのが多分この22年度で行われた介護予防支援、居宅介護支援かなと思ってこの数字を出したんですが、これで計算をしますと4.3%なんです、給付費全体の。3%以内におさめるということになると給付そのものを減らさないと実現できないのではないかと、こんなふうに思っているわけでありましてが実証するということが出来れば、そういった今お話ししたように給付を削減するということがつながる可能性があるので、この導入についてどうなのかということをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護予防の日常生活支援総合事業につきましては、今おっしゃるとおり、市町村の判断により地域の実情によって多様なマンパワーや社会資源の活用等図りながら、要支援者、それから2次要望者に対して介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービスを総合的に切れ目なくサービスが提供できるという事業でございますけれども、以前にも町としまして介護保険の特別会計で宅配サービスとか事業実施してはいたけれども、後でいろいろさまざまな制約がございまして、サービスの対象に該当しない方も出たところがございます。その後、一般会計に戻した経緯もありますので今後これらの導入につきましては、国からいろんな手引きとかが示されますのでそれらを参考にしながら導入に当たっては慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

それからメリットでございますけれども、利用者の状態に応じて各種サービスを総合的に実施できるということで、効率的な事業運営が可能にはなるところでございます。それから、2事業と異なり、2号保険者の保険料も投入できるというのがメリットとということでは

れているところでございます。また、先ほどこれらの事業が上限が3%ということでございますけれども、今回の総合事業が加えられたことによりまして国のほうでは上限の3%も見直しが必要じゃないかということで、今国のほうでも議論されているところでございますので、導入に当たってもこれらの国のほうの動向を見ながら導入について考えたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。私としては今お話ししたように今の町の現状からいくと、給付そのものを減らす行為に大体なっていくんだらうなと思うんです。3%以内と、上限上がるかもしれないとは言っていますけれども、今の段階だと減らさざるを得ないと、こういう状況の仕組みですね。言ってみれば保険料が上がっていくから何とか給付を抑えたいと、だからこのシステムをつくってぜひ皆さん、箇所ごとの自治体で努力なさって、この制度で給付を減らしなさいとこういうことなわけでしょう。だけどそうしたら介護保険制度の本来の高齢者が安心して高齢期を送るための制度にならないじゃないですか。そういう意味ではこういう制度じゃなくて本当に町があったかい行政がしていただけるように私はお願いをしたいなというふうに今思います。しかもこの保険事業はこの介護保険の指定サービスではないと、こういうことでなおかつ本人が利用するかしないかを定めるんじゃないと、行政側が決めるわけでしょう。そういうことになってくるとなおさら今まで要支援者がいろいろ介護保険の中で利用できていた制度自体もそこからもうはじかれていくと、こういうことにつながりかねないのではないかとということでありますので、ぜひ十分研究をされて判断をしていただきたいというふうに今思います。

次、特養ホームの建設についてということでございますが、現在この特養ホームの建設、これにつきましては、毎年度大体3月に質問をさせていただいてきたんです。ことし3月は地震もあって一般質問もしなかったという経緯もありましたので質問もありませんでしたけれども、大体第4期計画の中に施設建設の計画はないので、実施は今のところ考えていないと。なおかつ給付がふえて保険料に跳ね返るので、そのところは十分考えて対応しなければならぬと、大体こういう考えが示されているわけでありまして。しかし、ずっとこれは待機者が多いわけですよ。今度の震災で塩竈の第一清楽苑ですか、これも今利用されていないということで、11月1日現在の松島町周辺は定数50人のところに今74人がいらっしやると。約1.5倍の方が今入所されてサービスを受けるという、大変過密な状態でのサービスを受けているという状況になっているわけです。しかも入所希望者は、これはいろんなところが入って

いると思いますが、524人の入所待ち、希望者がいると、こういうふうになっていますよね。ですから本当に特養ホーム、何とかして増設していかないとだめだとこういうふうに思います。何だかんだ言っている場合じゃないと私は思うんです。ぜひ特養ホーム建てるべきだと思うんですが。どうだろうかということです。この問題につきましては、昨年、参酌基準、給付料かな、利用料かなの全体の施設利用料が37%以下に抑えなさいと、こういう参酌基準ありましたよね、去年おとしまではね。去年それを見直ししているわけでしょう。だからそういう意味では施設建設のたがが一つはずれたわけです。ある意味では。ですから建てやすくなっている。建てにくくなっている部分もありますよ。国から来る補助金が直接的にはなくなっている部分もありますので、そういう面もありますけれども、建てようと思えばそういうたがが外れて建てやすい面も出てきているということで、町の判断である程度そういった施設系の施設を建てていく、つくっていくということが可能になってきているんじゃないかというふうに思います。一番は特養だと思うんですが、その辺の整備についてどういうふうに考えているかということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まずどこの自治体でもやっぱり待機者を図りたいというのがどこの自治体でも願いだと思います。それらを含めまして、2市3町、広域の中でもこれまでにしても担当者会議とか、それからそれらの課長会議でも進めてきたところがございます。今回第5期計画、24年度から始まるわけなんですけれども、その中でも広域型ということでこの2市3町の中で一つは欲しいねということでいろいろ話されたところがございます。そういう意味におきましてこの広域の中でということでは隣町の利府町さんのほうに24年度建設で25年度の供用開始ということが今進められているところがございます。それから直接的なことではないんですけれども、やっぱり隣町の大郷町さんにおいても100床の規模の特別養護老人ホームが24年度の4月供用開始ということで受けております。広域型なものですから何もその町だけの介護者が入れるものでもないものですから、今お話した中で利府町さん、大郷町さんと松島と圏域的に近いところにありますので、これらの施設が建設されることによって待機者の減少が図られるのかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そうしますとあとそのほか施設系で今まで以上に事業計画の中に盛り込まれるというようなものも考えているんですか。特養ホーム以外の例えば地域密着型の施設、こういったものの計画はどうなっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 我が町においては先ほどもアンケート調査でニーズ調査をやっているところがございますので、今回の計画策定前に町といたしまして地域密着型という小規模多機能型という考えもあったところがございますので、今回のニーズ調査、それなどを踏まえながらそういう第5期計画の中に施設整備も検討したいと考えているところがございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 最後5点目です。地域密着型サービスにおける定期巡回、随時サービスあるいは複合型サービスと、こういうものも今度の計画というか中で考えなくちゃいけないというふうに思うんでありますが、これまでの訪問看護、訪問介護等々とサービスの違いというのはどういうところに出てくるのか、これまでと同等のサービスが受けられるのかどうか、その辺について説明をいただいて質疑を終わりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 地域密着型によりますサービスにおける定期巡回、それから随時訪問、訪問型サービスの実施した場合の医療と介護、それらのかかわりということなんですけれども、それらについては夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスでございまして、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅の生活を支えるために必要なサービスとなっているところがございます。それらのことを含めまして今後につきましては、地域の医療関係との連携も重要になるかと考えているところがございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 大体時間になりましたのでやめようかなと思いますけれども、ぜひいろいろと今3点ほど、全体で3問質問させていただきました。ぜひ私、実現してほしいと。特に放射線の問題についてはご検討をぜひ町長もお願いをして、実現方お願いをしてきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。終わります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。

13番後藤良郎議員登壇願ひます。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○議長（櫻井公一君） 質問に入る前に後藤議員に願ひがありますが、途中で休憩を挟むこと

になるかと思いますがよろしくお願いを申し上げます。それでは一般質問、後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。それでは、通告しております災害時の避難対策について一般質問をさせていただきますのでどうかよろしくお願いをいたします。

初めに通告書に字句の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。質問用紙の最後の行で避難の避の字がこの非ではありませんので、訂正をお願いします。それから、質問項目の3の誘導板の板が版画じゃなくて普通の板でありますので、申しわけありませんがそれぞれ訂正をお願いいたします。

さて3. 11の東日本大震災から大規模地震の長期評価を見直していた政府の地震調査委員会では三陸沖中部から茨城県沖などを震源域に持つ大地震についてはプレート境界面に蓄積されたエネルギーが開放されたとして、今後50年以内の発生確率をほぼ0%と予測、起きた場合の規模はマグニチュード8.4として今回の巨大地震と同じマグニチュード9.0前後の可能性もあるとの報道がございました。今後も地震と向き合わなければならない現実は変わらないと考えております。

今私が所属している東日本大震災復興対策特別委員会第2小委員会でも議論しているところでありますけれども、災害時の避難について平成23年11月24日の河北新報朝刊の記事におきまして、震災に関する在宅世帯の調査で総務省の要援護者の避難支援ガイドラインに基づく住所登録制度について、6割以上が制度自体の存在をあるかわからないと書いてありました。大規模災害時等には、災害要援護者の避難支援や安否を確認するためには1人でも多くの方に登録していただくことが重要だと考えます。皆様よくご存じのようにこの制度は高齢や重度の障害により歩行困難や寝たきりまたは足腰が弱く移動するのに時間がかかる方で身近に支援してくれる人がいないと言った事情で、災害発生時に自力で避難することが困難な方を支援する制度であります。この件につきましては、町当局や自主防災組織及び民政委員等の皆様のご協力をいただいていると考えます。

また、災害は日中の明るいときに起きるとは限りません。災害時の公共施設内での高齢者や障害者などの避難誘導は重要だと考えます。災害発生に伴い停電をした場合には非常灯はあるものの、照明がない状態で避難しなければならず、すべての利用者にとって危険な中での避難になるのではないのかと考えます。

また、誘導灯は停電があった場合、20分以上は点灯することが義務づけられていると考えますけれども、誘導灯以外には目印になるものもなく、中央公民館や学校などで階段を使った避難など危険が伴うものと考えます。ここで、次の3点についてお伺いをいたします。

初めに、災害時要援護者の取り組みについてどのような考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 詳細については担当よりお答えいたしますけれども、ご質問の中での要援護者の避難支援ガイドラインというものについてちょっとお話ししたいと思います。これにつきましては、平成18年の3月に内閣府、総務省、厚生労働省が平成16年7月に発生した豪雨災害、台風災害を教訓として作成されたものでございます。各市町村に対して要援護者の情報収集、具体的な避難、そして関係機関の連携、そういったものを先進事例等を含めて取りまとめてもらったものでございまして、本町にも策定の一助になるということで資料の提示を受けているところでございます。これは、お話の中であります住所登録制度だけじゃなくて、要援護者の避難についてトータルに全体的にどういうふうな仕組みづくりをすべきなのか、どういう課題があってどういうふうな仕組みづくりをすべきなのかということについて書いてあるというようなものでございます。それでは、担当よりお答え申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、私のほうからまず最初に今回3月11日松島町は実際どういう行動をとったかということで、ちょっと検証も含めましてご報告をさせていただきますと思います。

まず、震災時の活動につきましては、9月議会で配付させていただいたんですけれども、町民福祉課で作成いたしました平成22年度保健福祉事業対応に一部記載しておりますが、発生当日から避難所の巡回指導を開始し、役場職員で連携してライフラインや生活面について説明を行いまして、健康面について保健師が行うなど役割分担を決めて最も効率のよい巡回を行いました。

また、支援に来ていただいた他県からの保健師さんによる家庭訪問についても同様でございます。町の保健師さんにつきましては、家庭訪問については災害台帳というのが福祉で作成しているものがあるんですが、これに基づきまして避難所で確認できなかった心配な方々を中心に各家庭を訪問し安否確認と健康チェックを兼ねた相談を実施しております。

地域包括支援センターにおきましては、要支援の認定者それから1人暮らしの高齢者、高齢世帯訪問を実際に実施しております。また、宅配夕食サービスを利用している方々につきまして日常の買い物も困難ということもございましたので、水や缶詰、レトルト食品など2日に一度の頻度で配達を実施し、健康状態につきましても確認をしているというところでございます。

これらの活動をきちっと踏まえましてこれからさらに充実させるということで、後藤議員さんが登録制度というお話をなさっていましたが、全国的に見まして登録制度というのが基本的なスタンスは手上げ方式なんです。手上げ方式という言葉ちょっと使うんですが、要は私の家を震災、災害があったときに回ってほしいという意思表示をもとにした避難誘導の際のお手伝いというのもあるんですが、こういったものにつきまして実は根廻地区や旗谷地区では実際に旗を使って自主防災訓練で実施しております。例えば根廻の場合を言いますと、自分の家は大丈夫だよというところは黄色い旗を出すようにしているんです。地域みんなで回ったときに旗が出ていない家、これは何かがあるんじゃないかということでその家を戸を叩いて訪問をする、大丈夫ですか、どうしたんですかという訪問、この訓練をやっております。これを幡谷の法でも実際にやっております。こういった訓練なんかを今後もっともっと自主防災訓練だけじゃなくて地域に行った際にお話をし、そして町の訓練に取り入れていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 確認なんですけれども、要援護者の登録というか決めた場合、今話にありましたが75歳以上で一人暮らしの方とか、または介護保険で要介護3から5の認定を受けている方、それから障害者や障害児、あるいは先ほど申し上げた災害時に自力で避難することができない方、そのほかにも当然高齢者のみの世帯、それから乳幼児、それから妊婦なども恐らくその対象になっているかと思うんですけれどもそこを確認します。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 要援護者の登録ということでございますけれども、今櫻井危機管理監がお話ししたとおり、これらについては方法としまして先ほど話した手上げ方式、私こういうあれで登録しますというような自らが手を挙げてする方式と、それから関係機関とか行政機関、特に福祉部局でございますけれども、今お話しした情報、例えば障害者手帳所持者、それから要介護認定者、それから妊婦さんとかの情報はいずれ行政機関で持っているそれらを本人の同意を得ないでも台帳でございますので、そういう関係期間で持つ方式とそれからもう一つは同意方式ということの方法がございまして、先ほど冒頭に町の保健師等が訪問したのは、それらの同意方式に基づいて要介護者、それから高齢者のほうから災害台帳というのを本人から同意をいただいたものに基づきまして3.11の際の訪問についてはそれらの台帳を活用したところでございまして、先ほど今話したとおり、障害者の方においても重度障害者、それから下肢不自由者、聴覚障害者とかそういう方たちについても同じよ

うに同意方式という形で重度医療の更新時期に、最終的にはご本人さんが同意してそれらの要援護者台帳に登録というのは進めているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 少し今度は角度を変えてお聞きをします。そこで支援体制の整備を図る上で災害時要援護者にみずからの積極的な取り組みが欠かせないと私思うんですね。それで避難支援は自助及び地域の共助を基本としますけれども、さらに避難支援者の体制を私は拡充すべきだと思うんですけれども、その点についてはどうのお考えがありますか、お聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） ただいまのご質問につきましては、石巻なんかでも今積極的に取り組んでいる事例があるんですが、まず災害につきましては、風水害のように事前にある程度予知できる災害もございましてその場合の事前の避難という場合と、それから今回の地震のように一気に災害が訪れるという2ケースが想定されると思います。

今回例えば風水害におきましては、福祉ボランティアの皆さん方とか、それから役場職員、市職員も含みますけれども、そういった人間で先ほど福祉課長さんのほうからお話があった台帳に登録されている方々の家々を回って避難の勧告指示を行うやり方がまず一つ大きくあると思います。ですからこれにつきましては、きちっと松島町としては早急に確立しなければならぬ問題だというふうに受けとめております。

それから今回の3月11日のように大きく地震があつて一気に事前の周知ができない場合が想定されます。そういった場合につきましても今回震災で神戸から舞子高校のボランティアが2カ月間来ていましたけれどもやはり松島高校にもボランティアクラブというのがございまして、この間も教頭先生ともお話をしたんですがぜひとも今回の震災を受けて松島高校もそういった一翼を担いたいというお話がございましたので、これから一緒に訓練に参加させていただきたいという申し出も受けております。ですから、そういった育成が大事になってくるのかなと思います。やはりこれからはもう少し細かく家々を回れる仕組み、それをきちっと考えなければいけないなというふうに思います。情報伝達的手段にはいろいろあろうかとは思いますが、やはり一番は直接訪問するのが一番だと思いますので、その辺に力点を置いていきたいなというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） よろしくお願ひします。それから自主防災組織の皆さん、それから民生

委員さん等がこれからは改めて避難支援者になると思うんです。それで発災時にはそういう皆様が必ずいられる時間帯とは限らないと考えます。そのような視点から多くの支援者の登録が必要になると思いますので、一人一人の要援護者に対する複数の避難支援者を改めて決めておくことがとても重要ではないかとそのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まさにそのとおりだと思います。以前から社会福祉協議会の方々との連携というのも重要視していかなければならないということで、意見をいただいております。そういった中で、これからは役場職員がもし休日にこの災害があったときどうだったろうかということを見ると大変恐ろしい結果だったんじゃないかなと考えております。ですから、やはり役場、地域、それから消防団も入ろうかとも思いますけれどもそういった中で連携して定期的な訓練を積み重ねていくことがお互いのコミュニケーションを深めていくことにもなるのかなというふうにも思いますので、訓練の中で今度はそれを実践してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） ここでまだまだ続くかと思しますので、後藤議員もしよろしければ休憩を挟みたいと思いますがよろしいですか。

後藤良郎議員に一般質問の途中でありますけれども、ここで休憩を挟みたいと思います。再開を13時といたします。

午前 11時57分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） それでは、午前に引き続きやらせていただきます。午前の答弁の流れの中で支援の方向性とあります。当局のほうでもわかっているとは思いますが、確認の意味で私のほうからも話をさせていただきます。

要援護者の支援体制の整備をしていくために、幅広い層の地域住民の理解を深めながら避難支援訓練等への参加を進めることが重要だと先ほど申し上げましたけれども、参考までに先進地で取り組まれている避難支援の幾つかを紹介させていただきます。例えば東京都の練馬区等での教育機関と連携して、小中学校生とそのご両親が参加する防災訓練、あるいは静岡県御殿場市等では中学生のボランティアが障害者等の要援護者やそして地域住民とともに参加する避難支援訓練、または茨城県小美玉市においては、平常時の要援護者の見守りや緊急

時の対応にマンパワーの確保の重要なことから福祉員の増員と配置とともに、中学生3級のホームヘルパーに力を入れているように自治体がございます。これらの地域では防災訓練等を通じて若いころから避難支援を含めた防災への関心が高まるとともに、高齢化している自主防災組織等と新世代との間の連携がこれから深まっていくことが期待をされていると私は考えますけれども、もしその点町のほうでとらえている点がありましたらお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 町のほうも平成17年から松島防災学という中で中学生はもう立派な大人であるということで、救助される側ではなくて救助する側に回っての行動が求められるという位置づけで各事業で学校のほうにお願いをして取り組んでいただいております。今回の震災もいい形でそれがやれたかどうかというのには大きな疑問があります。ですから先ほどの松島高校の申し出ではないんですが、中学高校生につきましては、町の訓練に参加していただけるような形を関係機関と連絡を取り合いまして避難所の開設訓練にも参加していただけるようにしていきたいというふうに思いますので、その辺の内容をさらにこれからも学校側にもお願いをして詰めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） それはそれで、そのような方向性でお願いをいたします。

最終的に災害時における今までいろいろ申し上げてきました要援護者と要支援者の登録制みたいなものを結論的には進めていったほうがいいんじゃないかなとそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 要援護者等の登録につきましては、既に福祉の法でも台帳を整備して登録のデータ化につきましては進めております。これらをどのようにこれから活用した形で実際に支援に回れるかということが問題になるかと思っておりますので、その辺につきましても福祉と連携を深めまして今の中学生、高校生等も活用した中で生かしていきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） よろしくお願ひをいたします。

次に2番目でございます。公共施設内での避難誘導についての考えをお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 公共施設での避難の誘導ということでございますけれども、火災発生も含めた消防法に基づいた避難訓練を年2回これは実施することに義務づけられております。これらに基づいた訓練を初動行動訓練を含め、実施しております。訓練では防災上の観点から緊急放送設備というのが各不特定多数お集まりになる施設にはありますが、これらの取り扱いが職員だけではなく臨時職員も使えるように、臨時職員の方々も含めた訓練で今のところ実施をしておるといのが現状でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 一方、施設内からの避難というのは短時間が望まれますけれども、もし大勢の人が集まる公共施設において避難完了時間というのはどのように算定をしていますか。お伺いをします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 非常口の表示板ありますけれども、これがまず消防法で20分以上点灯しているものと、要は停電時において予備電源を使って20分以上点滅しているものというふうになっていますので、最低限20分以内には避難はさせなきゃいけないというのが現状でございます。松島の場合は不特定多数の方々を利用する施設につきましては、今のところ2階建て以上のものはございませんので、そういったことを勘案したときにまずは20分以内の避難訓練というのは訓練の中で実施をしていく中で進めていく最低限のベースになろうかというふうに思います。また学校等におきましては、それぞれ先生方それから児童生徒の皆さん方、学校の建物の構造をよく理解しているというふうに思いますので、その辺につきましては、日ごろの外への避難訓練を通して時間を短縮していく努力をしているものというふうに感じております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 最後に公共施設の誘導灯や蓄光式避難誘導板についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 実はこの蓄光式のやつなんですけれども、昨年の暮れから私どものほうもさまざまな参考になるようなものを取り寄せて今調べていた矢先でした。今一番主流になっているのが、石英石を細微流化した高硬度石英成形板というものがございまして、これにつきましてはライフラインが遮断されたとなったときに、いわゆる一つの蛍光塗料の少し高度のいいものなんですけれども、暗いところで12時間以上点灯すると、

それは目で見て確認できる明るさですけれども、12時間以上ということでそれからその蛍光塗料そのものは半永久的に光を続けるということで、蛍光灯の明かりや太陽の明かりでそれらを使っていくというものですけれども、若干値段は高いんですが、これらを有効に活用して今整備をしていきたいということで、避難場所とかそういったところにも考えてはいますけれども、あとはやはり建物の階段の表示、こういったところにもそれを使って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） それはそれでよろしく願いをいたします。現在公共施設の誘導灯は、恐らく蛍光管だと思いますけれども、その辺を確認をいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 誘導灯につきましては今蛍光管というのがほとんどでございます。こういったものにつきましてもやはりこれからの節電も含めましてLEDも検討していかなければならない時期に来ているというふうに思いますので、施設を管理する関係部署ともその辺につきまして具体的に計画を立てていくような形で進めていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） CO<sub>2</sub>の排出削減とか電気料金、ランニングコストを考えてそれはぜひLED化のほうに移行のほうをよろしく願いをいたします。今管理監のほうから誘導灯についてそういう方向性でいくということで話を伺いましたが、参考までに近年ではJRの敷地内とか利府町さんなんか私見ましたけれども今そういう方向性になっていますので、ぜひ先に答弁いただいたのでちょっと話しづらいんですけれども、私は私なりに調べてそういう考えを持っておりました。今いみじくも管理監から蓄光板の他の利用方法として何か認識を持っておられたようでありますけれども、災害時における停電のときとか高齢者世帯の段差確認にも私も板を見ましたけれども、すごく使えるなとそう思っておりますので、ぜひその方向性で考えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。ちょっとここで水差しを交換します。

一般質問を続けます。

15番菅野良雄議員登壇願います。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。一般質問させていただきます。

私も通告書に誤りがありました。後藤議員さん訂正していただきましたので、私もしなければならぬと思ひまして。下から2行目に質問後9カ月と書いておりますけれども、21カ月です。質問後21カ月とそういうことでございます。

それでは、通告しております鉄道駅周辺への住宅供給方策について伺います。

3月と4月の2度大きな地震によって松島町内でも16名の尊い命が失われまして、また住宅の全壊、半壊を含め町内全域に大きな被害を受けました。発生から9カ月過ぎてようやく松島町震災復興計画の素案が示され、間もなく公表されるものと思います。大きな被害を受けた漁港、観光地海岸地区の地盤沈下、商業地等々、一刻も早い復旧・復興が望まれます。しかし、現在議会に示されている松島町震災復興計画の素案を読んでも、旗谷区を含めた北部4区の復旧、復興、創造の印象がまるで薄く感じられます。農村部を置き去りにしていいものではありません。将来の松島町の均衡ある発展に北部農村地区の活性化も重要な課題だと思います。そこで震災復興計画は長期総合計画と連携しながら推進すると言われますことから、第三次基本計画にうたわれている自然に恵まれた住み心地のよいまちづくりを実践し、北部地区の活性化を図っていただきたいとの思いから質問いたします。

松島町長期総合計画第三次基本計画策定時のアンケート調査によりますと、住みよい環境とするための有効な土地利用については不満と答えている方々が52.3%であります。自然環境に配慮した宅地等の開発指導、誘導については44.4%の方々が不満と答えております。これを受けまして第三次基本計画土地利用の主要な施策として6事業が計画されております。その一つに住宅需要に応じ鉄道駅周辺で住宅供給方策を検討するとうたわれております。

私は、平成22年3月の定例会において少子化対策や高齢化対策等を考えて、若者が定住できる町営住宅等を建設し、北部活性化につながるよう品井沼駅前の町有地を利用し第三次基本計画の中で生かしてほしいという質問をしております。質問に対し町長は、実現のためには人、もの、金をどう動かすかであるが実はデベロッパー探しの段階に入っていると。民間でだめなら国権で行くのか。決めが必要と思っていると答えられております。3月の大震災による復興対策でそれどころではなかったと思いますが、質問から21カ月経過した現在、第三次基本計画にうたっている鉄道駅周辺で住宅を供給する方策はどう進んでいるのか伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず私のほうから概括的なお話をさせていただきたいと思いますが、その前に今回の災害復興計画は、北部地区に言及していないのではないかとのご指摘でござ

いますが、これは町の防災対策として北部地区を考えないということではなくて、今回の震災復興計画については、今回の津波においてどうだったのかというふうな基準でつくるんだよというふうなことで国のほうからも県のほうからもお話がありまして、ある程度絞った形で表現させていただいているということでご理解いただきたいと思います。しからばその北部地区はどうかということですが、防災対策という点では同時に考えておりますし、地域防災計画の中では必ずしも海岸部だけではなくて北部地区のほうも含めて避難のありようとか、それから緊急物資のありようとかについては同時に考えていって定めていくということでご理解いただきたいというふうに思っております。

今回ご質問の住宅供給、私も定住化の中でまた継続するまちづくりということを行っている中で、一番住宅地として利便性もあり、また市場的にも成り立ちやすいのは鉄道駅周辺だというふうに考えておりまして、そういう意味では長期総合計画のときにも述べておりますが、震災復興計画の創造の部分でも同じような考え方で取りまとめております。そこについては、変更がないというか、その方針でいきたいというふうに思っております。ただ今回の震災復興計画で自治体が立てるものについて、国費の補助なり入るわけですが、そういったものの入りぐあいということを考えますと、直接被害があった部分の復興というところにメインで入ってくるということがありますし、またそういった復旧・復興の部分、創造に若干絡ませる部分もありますけれども、順番的なものとしてどういったものに順番で取り組んでいくかということがありますので、そういう意味では創造の部分については若干ほかと比べれば順番が少し上がってくるということにはちょっとやむを得ないというふうに考えております。ただ、今回の震災によりまして国の財源等の手当も相当ついてきておりますので、基本計画で総合計画の基本計画で考えていたタイムスパンよりはもっと前倒しになる、これ印象ですが、前倒しになるようなところもあると、全体的な話としてそういうことがあると。しからば議員がおっしゃる品井沼駅前についてどうかということですが、これは基本的には震災前と取り扱いが変わらない、震災があったものですから若干その辺の取り組みがおくれ気味になっていると。位置づけは変わらない中でしからばその公営住宅のありようはどうかということもありますので、今回町営住宅もさまざま傷んでいるところもありますので、そういったものとのかわり合いの中であるべき姿をまずは検討を計画をつくっていくことが、大事なのかなというふうに思っているという段階でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 復興計画の中でというのが町が今考えている政策の主なものだというこ

とだと思っんですよ。ですから北部にあってはその復興計画の国の補助等で進める事業が少ないということでもありますので、その長期計画との整合性を保ちながらということですから、じゃあそちらの基本計画の中で進めてほしいという意味で質問しているわけです。当然復興・復旧は重要な課題であります。当然進めていただかなければなりません。しかし、一方で大変な時期だと言って住宅供給、定住促進、少子化対策、そして均衡あるまちづくり等々将来の松島の反映に欠かすことのできない課題を置き去りにすることは許されません。ぜひとも鉄道駅周辺での住宅供給方策を進めてほしい、復興のための財源確保は復興計画の中でということでもありますけれども、長期計画の中でということになりますとよく財源が内というような言い方をされますけれども、そうした場合の実施方法として町が基本的な事業をつくって資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募るPFI方式というのがございませし、また事業計画のスタート時点から官と民がパートナーを組んで事業を行うというPPP方式というものもございませ。15日の河北新報には気仙沼市において官民で水産加工団地の整備を検討する記事が載っておりましたが、その事業に住友商事と三井物産が資金面や事務局運営で協力すると、そして施設整備には国の復興交付金を活用するというものでありませ。また三次基本計画にうたわれておりますけれども、民間事業者が単独で行う開発事業もございませ。民間の資本力を利用する方法も幾らでもあると思っますけれども、この方法によって品井沼駅を基点にした住宅供給方策を実施計画に移し、北部地区活性化の起爆剤にしたいと思っしております。なぜ品井沼駅かと言っますと、大正7年に東北本線の旗谷信号所として解説し、昭和7年に一般駅に昇格し乗客や貨物の扱いを開始し、北部農村地区県内の発展の原動力となって寄与してまいりました。しかし、国鉄の合理化で品井沼駅が廃業となりましたが、駅をなくしたら地域が衰退してしまうという地元の有志が北部4区の皆さん400名を超える皆さんから、500万円の資金を協力していただき、昭和59年12月1日から民営の委託駅として引き継がれて運営しております。数年前まではJAの商品販売の店舗もあり、倉庫もありまして、結構元気のある地域でしたけれども、しかしながら時代の流れとともに、高齢化が50%以上に進みまして地域の元気がなくなってまいりました。もうこれ以上の活性化を図ることを地域住民の力だけでは厳しく行政の力を必要としております。どうか第三次基本計画にうたっている鉄道周辺で住宅を供給する方策を、品井沼駅周辺で実施していただきたい、若者の定住を図るとともに活性化を図っていただきたい。3月の大震災の際、東松島市から品井沼環境センターに避難した方々や関係者の方々が品井沼駅は仙台まで32、3分で着くし、電車の数も多い、仙石線よりはるかに便利なところですねという意

見がありました。私も先日くぬぎ台はどこですかと声をかけられました。聞くところによりますと、石巻市の門脇から来たそうでありまして、いい分譲地があるということを知ったので見に来ましたということでした。今でも駅や駅前のタバコ屋さんにくぬぎ台を尋ねている方々が見えているようで、すべて駅が近いということで来ているようです。中には被害を受けた石巻市の人ですが、品井沼駅の駐車場を契約し仙台まで定期を買って通勤している人もおります。小牛田駅を経由するよりずっと便利なんだそうです。また、私が知る限りではセントラル自動車の社員で松島町内に家を建築した人が一人だけいるんだそうです。場所はくぬぎ台です。その方は神奈川県から来た30歳前後の若い人と伺いますが、くぬぎ台に建築した理由を伺いますと、神奈川県の半額程度で住宅を建築できると、交通の便がよいということが決め手だったそうです。セントラル自動車、かなり神奈川県から人が移動して来ていると思いますけれども、町も定住促進ということでいろいろなセールスを行っていると思いますけれども、職員が会社を訪問するなどそういうセールスを重ねているのかどうかわかりませんが、どうかひとつ頑張ってください。12月14日の河北新報には東北に生産拠点を持つトヨタ自動車グループ3社が統合しトヨタ自動車東日本を発足、本社を大衡村に置くことが報道されております。松島町内に住宅を求める人が出てくると思います。定住していただくならば町内どこでもいいわけでありまして、品井沼駅は大衡村から渋滞もなく遠いところで30分、近ければ20分程度で着くことができます。通勤、通学しやすい利便性をアピールすることですぐ決断をしてくれる人も出てくると思います。定住促進の機会を逃さないでいただきたい。子育て環境を整えて品井沼駅周辺の町有地を利用した復興住宅の建設もいいでしょう。若者が住むマンション形式の定住促進住宅の建設もいいでしょう。耐用年数の切れた町営住宅の建てかえも必要だと思います。駅周辺にはJ A仙台の土地もあります。P F I方式、P P方式でいいのではありませんか。ほかにもよい補助事業があるかもしれません。新たな地区計画策定などを含めて定住促進を図ることを提案したいものであります。地域のエゴでいっているのではなく、高齢化33%の現状で町の将来を考えれば観光地海岸地区、磯崎、手樽の下向、商業地の高城地区、震災復興計画を推進しなければなりません。同時に震災復興計画から一部はずれた北部農村部については基本計画に沿ったまちづくりを推進し、町全域の均衡に発展しなければなりません。北部農村部が活性しないと、幾ら農業の高付加価値化や地産地消を掲げても、若い生産者がいなくなってしまう。将来において税金や保険税を納める人が少なくなります。町が破綻に向かってしまいます。若い人たちがとどまるようなそして若い人が新たに住んでいただくよう

なまちづくりを推進していただきたいと思います。震災復興計画の推進と同時に第三次基本計画に示したまちづくり、財調に幾らかの余裕があるうちにやっていただきたい、そうしないと町の破綻をとめることができません。第三次基本計画が絵にかいた餅にならないように、ぜひ鉄道駅周辺で住宅を供給するというその計画を品井沼駅周辺の町有地、空き地を活用する実施計画を組むよう求めますが、町長のご所見を伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議員ご指摘の点、私も同感でございまして、町内の均衡ある発展それが全体のためになるというふうに思っております。災害復旧ということで、ある面少し一休みしていた部分があるわけです。他の面では。そういったことも災害関係ある程度方向性見えてきましたのでそれと絡め、またそれと絡まない部分についても十分配慮して今後のまちづくりを進めていきたいというふうに思っています。ちなみに駅周辺の住宅地の話でございませけれども、それ以外に基本的なインフラ整備、つまり道路のネットワーク、そういったものについても北部地区、必ずしも十分なところではないというふうに思っておりますので全体的な幹線道路も、それから土地利用、そしておっしゃられるように黒川郡との関係、黒川郡に立地する工場、それとの関係からしますと品井沼駅周辺が新たな顔が見えてくるというところもありますので、そういった点も踏まえながら進めていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 私は、野球が好きで少年野球の監督を25、6年させていただきました。ですが、ホームランで点を取るのはあまり好きでないほうで、フォアボールで出た選手を盗塁させて2塁に送り、バントで3塁に送ってスクイズで1点を取ると、非常に地味な野球が好きなのでありましてあんまり派手な点のとり方は好きでございませぬ。ですから今回はランナーを3塁に送っておいて、出方を待って次に備えたいなという思いでありましたけれども、ことしの議会報告会での住民の意見として詰めの甘い議員がいるという意見があったそうであります。どうも考えてみると自分のようでありまして、悪いと指摘されたことは直さなければなりません。しかも第三次基本計画は平成27年度まででありまして、復興計画との兼ね合いもありまして余り長く待てませぬ。しかし、今回はそういうことですから、今回はホームランで決着をつけたいと思っております。鉄道駅周辺で住宅を供給するという計画を品井沼駅周辺でとぜひ実施計画に組み入れるよう求めたいということでもありますから、しかし、さっきも求めましたけれども、何かしっかりと印象的にはっきりしないなど、もやも

やとした答弁だなという思いでありますので、町長がこの計画はもう試合終了としましよ  
うと言ってしまえば執行者ですから、それはそれで認めなければならないのかなという思いが  
しますけれども、第三次基本計画に定めた鉄道駅周辺への住宅供給は品井沼駅ではないと、  
以前に私が答弁したデベロッパー探しは間違いだったと、というようなことで試合終了にする  
とそういう考えはございませんか。伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 結論から申し上げましてございません。今野球の話が出ましたので、野  
球で言えば長期総合計画についてちょっとお休みしていますけれども、3回から4回ぐらい、  
3回ぐらいですかね、震災復興計画であればこれは2回の裏か3回の表ぐらいの状況でござ  
いまして、これからいろいろ作戦も立てながらやっていくと。難しいのはホームランを打て  
というサインができないことであります。バントをやれというサインはできますがホームラ  
ンを打てというサインはなかなか難しいわけでございまして、できれば全員ホームランを打  
てというようなサインで実現できればいいわけですがけれども、そういうなかなかできない事  
情があるというふうにご理解いただきまして、しかし着実に考えていることについて進めて  
いくということについては、菅野議員のご指摘もありますし、そういうふうに進めてまいり  
ますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 監督がホームランを打てというサインは出せるんですよ。選手がこたえ  
られないというだけなんです。ですから、できる限り町長が職員の皆さんにホームランを  
打つようにというサインを出していただければなというふうに。町長も選挙終わったばかり  
で、均衡ある町の発展も公約の一つだったと思ひます。それで、執行者になりました。私も  
選挙で選ばれた有権者の代表として住民の声を町政に反映しなければという責任を果たそう  
として質問しているわけでありまして、どうか試合終了しないということですから、で  
きるだけホームランを打つサインを出していただくようお願いしておきたいと思ひます。

2点目に入ります。災害備品管理場所について伺ひます。

3月11日の大震災に襲われまして、災害時を予測した備品の重要性を改めて強く感じさせら  
れました。本町は災害時に対応できるように床を高くした災害備品備蓄倉庫を庁舎近くに建  
設し、物資の保管をしておりますが今回の地震、津波により各地の被害状況を見た場合に、  
場所的に疑問を抱くところがございます。万が一、高城川が越流した場合を予測しますと、  
物資は安全でも人や車の移動に支障を来す場所で、果たしてその機能が發揮できるのか心配

であります。また、大震災時に全国各地から支援物資が備蓄倉庫に入り切らず、手樽地域交流センター裏の元体育館に保管している状況であります。しかし、この場所も災害時の迅速な行動に対応できる場所かという、これもまた疑問であります。この場所は車が直接近づくことができません。物資の配付や入れかえをする場合には必ず元の体育館に入る階段を利用します。一刻を争う災害対応を考えるとやはり疑問が残るわけであります。早い時期に町内各地の指定避難場所に分散して備蓄することがベストだと思います。さらには備品備蓄倉庫や手樽元体育館の物資保管場所はどんな場合にも支障のない対応ができる環境を整える必要が重要であります。自然の力は予測できず、いつどこでどんな災害がまた発生するのかわかりません。分散備蓄の考え方や環境整備について伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） ただいまのご質問ですけれども、議員さんのほうからも監査の段階でもご指摘を直接受けておりました。平成22年より供用を開始しました今の備蓄倉庫につきましては、今回の震災も受けましてきちんと検証すべき事項を認識しましたので、改めて考えていきたいというふうに思います。一つは備蓄倉庫の拠点整備並びにその設置箇所等について、現在作成を進めています震災復興計画に盛り込み、防災拠点の整備における備蓄倉庫の新設について国の復興交付金を活用し、整備を早急に進めてまいりたいと考えています。この松島の地形を見た場合に、松島の地形で一番大きく考えなきゃいけないのは、この高城川が大きな松島、特に高城町を分断している、本郷地域と高城を分断している。東日本大震災で東松島市の東名、大塚を見ますと橋は落橋しなくても、橋に段差ができる、橋に段差ができると車が通れない、人は通れても車は通れない、物資輸送に支障を来す、そういったこともやはり想定にしていかなければならないというふうに考えております。既存の備蓄倉庫につきましては、災害時に事前に使用する資機材、これは何かといいますとことしの7月にもちょっとあったんですが、高城川で油の流出事故、こういったところに使うオイルフェンス、一本の長さが25メートルございますけれども、やはりこれは河川のすぐそばにおいておかなければ使用しづらいものでございますので、こういったものを保管するようなもの、それから風水害等で事前に使用する発電機、そういったものについても保管スペースというふうに考えております。被災者の皆さん方が避難所で緊急に必要な生活物資、いわゆる衣類、それから暖房、それから医薬品その他生理用品も含めまして、こういったも

のをまず各地域にそれぞれ、そして一次避難場所の大きい拠点でもある各学校の体育館等のある場所についても設置していかなければならないんじゃないかというふうに今考えております。この辺につきまして今後の復興計画の中で交付金でどこまで対応していけるかどうかというのもこれから国、県と詰めていきたいと。松島町としてはそれをやりたい方向で今提出をさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 既に対応に入っているということであります。かなりの物資がありました。各地域の避難所に今班長が答えたように必要な品物は早急に配備するというところでお願いしておきたいと思います。復旧のほうが大変だったんだと思いますけれども、先ほど申しましたようにまたいつそういう災害が来るかわかりません。進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、一般質問とかかわるんですが、通告しておりませんが、一般質問は通告制なんです、町長。何を聞くのかわかるわけでありまして、1回目ぐらいはやっぱり町長に答弁していただきたいなど。今回何回か直、担当課へというようなことがありましたので、できるならばやっぱり町長に1回目いい答弁をいただいて町長が言ったんだよというようなことを町民に知らせたいなど。反対の場合もありますけれどね。そういう意味でやっぱり我々も通告するわけですから1回目だけは町長が答弁していただきたい。細部にわたったら、担当課に振っていただければいいのかなという思いがしましたので、あとは町長の対応を期待したいと思います。終わります。ありがとうございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問は終わりました。

---

### 日程第3 議案第124号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第124号工事請負契約の締結についてを議題とします。

既に説明が終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。ちょっとわかんないで教えていただきたいんですが、この工事は松島町建設工事指名入札参加者資格基準にのっとりやる工事ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 基本的に松島町ですと、財務規則工事執行規則そして今おっしゃられた工事指名等々入札参加資格基準これにもとづいて実施をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それによりますと、7,875万円の契約金額でありますし、予定価格が7,536万3,000円ですか、でありますがこのように小さな業者というと大変失礼なんでありますが、町内業者も入っていると、この何になってきますと800点以上になるんですかこの工事ですと。それなのにこの人たちが入って実際に大きな業者と対等に入札に参加できるのかというふうなことが私は一番疑問なんですよ。大人と乳飲み子と同じなんですよ。悪いんですが、800点、1,000点の業者と、何点なのかわかりませんがそういうふうな業者も入れて、そして私ら何十社指名したんだよと指名してとれなかったんだよと、これでいいのかなとこういうふうを感じるわけですが、そういうふうなことはこの辺にあるんでありますが、参加資格を持った松島町条件つき一般競争入札参加資格条件設定に関する取り扱い要領の中で、松島町契約事務審査委員会に付議して審議を経たものをやると、こうなっているわけですがそこでは何にも問題出なかったですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今契約事務審査委員会の中で審議なかったかということがあります。その前段にこの工事からいきますと先ほどの基準からいきますと、額的なものでほとんどは非木造ということになります。その基準からいきますと、800点以上それで宮城郡、塩竈市、多賀城市、そして仙台をという基準にはなります。ところが、今回の第一小学校の構造物につきましては、我々事務審査委員会でもあったんですけども、新しく建てたりするというのではなく、災害復旧的なもので簡単に言えば部分的に直すというところもあるということで、今回逆に言いますと町内業者にも多少できるのではないかという判断もしました。そういうことを踏まえまして、500点以上の町内業者あります。何社かあります。そこも取り込みながら今回事務審査委員会で審議したと。内申の段階で今言った工事の復旧の内容も踏まえて、なおかつ町内業者の基線も踏まえ、新しく建てるわけではないということで、内申の説明もあり委員のみんなでその辺を議論していただいて、結果的にいいという判断をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町内業者もできるのではないかということであれば、町内業者もいるわけでしょう。あとは近隣の業者もいる。そうであれば大手業者を抜いたらいいんじゃないですか。ここの中を見ますと有資格者の中から行うだけけれども2項で災害応急工事とか技術的特殊工事とか技術的水準の維持を要する工事とか、短期で完成しなければならないやつは

必ずしもこいつから抜けるよと、こういうことを言っているんですがそれ以外はないんでしょう。ないですよ。ないのに町内業者の本当に業者間でいったら乳飲み子と親と同じなですよ。それを競争させる、競争できると思いますか、あなたたちは。JV組むんならいいんですよ。そうすれば地元の業者にも幾らかかすみを分けてもらえると、収益から。こういうのですが全くJVも何も組まないで単独で争えと。大きな業者を入れてそしてちっちゃな。大体木造しかしていない業者でしょ、地元のちっちゃな業者さんは。そいつなのにこの人たちならこういうふうな仕事ができるとういうんですがほとんどできないでしょう。この修理工場を見たら、地元の業者さんのできる何で、大手を下請にでもすればできるんだと思うんですが、そういうふうなことは行かないんだと思うんですよ。それなのにこういうふうなものをしているのはいかなものかなと。そしてこの形骸化しているんじゃないかと私は思うのは条件つき一般競争入札もしているんですよ。なぜこういうふうなのだけ、今度は災害だから業者さんがいないというのかもしれませんが、課によって条件つき一般競争入札しているのと、あとは指名入札しているのとあると。何か基準がないんですか。基準でもつくらなければ、そのときそのときで、ああこれは条件つき一般競争入札ですよと私ら言われる、これは指名ですよと。指名が絶対的なものではないんですよ、自治法上から言って。一般競争入札を原則とするんですよ。そして、それによりがたいときは指名競争でもいいですよと言っているわけでしょう。こんなのがずっとことしなつてからのやつ見たんですが、一般競争入札もあれば指名競争入札もある。何々だからできないんだというようなことを言うんですが、災害の復旧工事でも一般競争がある、一部ですね。だと思えば庁体の工事は条件つき一般競争入札にして地元の人たち、とつても入れないと、こういうことなんでしょう。だから何かとにかく統一されたものがない。どこでかちゃんとした基準をつくりなさいよ。こいつで議会の議決をもらう、ほいつがいいんだ、議会では皆あとはだれか賛成するんだと、反対してもあとはそのまま通るんだとういうことで出してくるんじゃないんだと思うんですが、そういうふうなことははっきりしてもらわないと審議するほうだっておかしいと思うでしょう。地元のちっちゃな業者さんは木造家屋しかしていないところが、大きな修繕、7,000万円も8,000万円もする工事のやつを入札するとういってとれないわけですよ。自分で計算できないわけですかこういうの。できないと思うでしょう。財務課長なんか一番わかると思うんですよ。自分でできないと、どなたかからつくったやつもらわなきゃないんです。もらうと辞退してくるんですよ。どうせとれないんだからと。それをわかっていて入札に入れるんじゃないですか。そうではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず二つほど質問かなと思います。1点目、町内業者はできないんじゃないかというお話ですけれども、審査会では町内業者でもできるという一応判断をさせていただいたのが一つであります。それから、今までは公募型、条件つきで公募型で実際やってまいったんですけれども、この工事につきましては、指名になっているよ、おかしくないか、何か基準が必要ではないかというお話でありますけれども、これにつきましては、松島町ばかりではなく今回の災害についての取り扱い、災害復旧、迅速に復旧しなければならぬということもあります。そういうこともありまして、審査委員会の中でも事業を担当する委員のほうからもいろいろ話がございます、この取り扱いについて災害復旧、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等の特例に関する要領というのをつくらせていただきました。そして、これを7月14日付でさせていただきました。内容的には災害復旧工事に係る工事とそれからその前段に設計業務等があります。測量設計業務等があります。これらについては、指名競争でできるというふうなものを要領で設けさせていただきまして今回の災害復旧については対応させていただいているということでもあります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 16社指名して4社しか入札しないんでしょう。あとは皆私できません、できませんと。4社ですよ、16社指名願い出したからというので指名しましたよと通知あつて、4社しか入札しないんでしょう。いいですか、これから見たっておかしいと思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 16社やって4社しか入札に参加しなかった、あとほかは辞退と、これはおかしくないかということでもありますけれども、今県内を含めて災害復旧の各自治体で取り組んでいるいろんな入札、体系、現在はこういう辞退は結構多いと。我々が考える要因の一つとしては、災害のボリュームがものすごく多いと。多い割には実際復旧に携わる人たち、人夫を含めて業者を含めて、結構それに追いつかないところがあつてこういう結果辞退、受注するボリュームの問題もあるのかなと思いますが、そういう意味で辞退というのも出てきているのかなというふうにつかんでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 確かにそういうのはあると思うんですよ。あると思うけれども、今高どまりなんです入札も皆。予定価格オーバーしたからおれはしないよとか、これも99.5%でし

ょう。この間の仙台の発注は災害から何から含めて八十何%と出ていたんですよ。99.5%は100%と同じなんです。指名だから町で大体何ぼぐらいなのやというふうなことで、においかんでそして入札もできるわけですよ。ほかしないというんですから。そうすると必ずしも競争ではないのではないのかなと、こんな思いもしないではないわけ。ここのところ皆この業者をとっているわけでしょう、関連するやつ皆。そしてそれも高どまりなんです。そうなりますと皆さんの税金食うわけですから、こいつは、災害だから国から来るといったって国も税金ですから。あとどんどん出して我々の税金を上げるというわけですから。だからそういうふうな一つ基準をちゃっとつくって町内業者でできるというなら町内業者だけやらせたらいいんじゃないですか。そうすると町内におろす、町内の人たちに潤いが出てくると、こういうことになると思うんですが、そういうふうなのがないので私はうんと不満なんです、こういうのに。いつでも入札になるというわけですが、今度は特にそういうふうな感じをしました。恐らく入札監視委員会でも何か出てくるとは思います、こういうふうなことでなくそういうふうな基準をつくったのであれば、基準を議会にも出しなさいよ。条件の共有をしてそして理解をしてもらって議決をしてもらおうというのが原則なんです。おれたちはわかっているんだよと、あんだらわかんないんだから議決しなさいというのではだめなんです。私はそういうことでこれにも疑問を持つというふうなことだけ申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。ありませんか。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第124号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第124号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第125号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第125号工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これについても一つお聞きをしたいんですが、これは10社指名しているわけでありましたが、これも4社しか入札をしないと。あとは辞退だと。これは大手だけなんでありますが、この業者を指名した根拠、五洋建設とか西武建設、若築、東海ですか、大豊、東亜建設。これは海の業者でしょう、中心が海やっている業者なんです。土木工事をやっている業者はまだまだいるんじゃないですか。ほとんど海やっている業者が4社も5社も入っているんですよ。これで何ですか、入札の委員会で契約事務審査委員会で疑問が出なかったですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず契約事務審査委員会で疑問が出なかったかというお話であります。まず最初に第一小学校の体育館と同じ基準に基づいて、ここは逆に言うと額から見て基準以上の下水道工事ということで選定をさせていただいており、そういうことで内申を受け、原価のほうから内申を受けて委員会でもんだにしても、そのときの説明、この10社につきましては、今海のイメージが強いということでもありますけれども、宮城県であれば海のイメージが強いのかなという気はしますが、全業者この10社につきましては、松島町の下水道の幹線工事を全部実績があるというところを基本に説明あり、委員会の中でそういうこと、規模、額的なものもあります。全社松島町の下水道工事、ほぼ幹線になりますけれども実績があるという説明を受け委員の皆さんも規模も規模、結構な額でありますのでそういうことで委員会の中でもまましていただいてこの結果となりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 規模も大きいというんですが、この124番も規模も同じですよ、大体。そいつに乳飲み子のような業者を入れているんですよ、いいですかこっちはね。こっちは同じ額でこれこそ大手でしょう。今海の仕事なくなってきたから丘に上がっているんですよ。海の業者が。もとは海だけで飯食っていられたんだけど、飯食えなくなったから今陸に上がってきていると。こういう業者なんです。だから松島町の実績がなければ全国の実績何ぼでもある業者でしょう。これ、大手であれば。だからそういうふうなことであれば松島町の実績、仕事させたから実績あるんですよ。大手になれば何百点以上というのはみな実績あるんですよどこでも。その業者だから何もこれにやんなくたっていいんじゃないのかと。こういう感じをしているわけです。そして出しても辞退をするというふうなことをこの辞退した中では建物を中心とした業者もいるわけですよ、ここ。技術が大きいからいろんな持っているんだと思うんですが、どちらかというこの業者は建物業者だといわれる業者もい

るわけでしょう。だから、土木工事であれば土木を中心にした業者を入れていくとか、そういうふうなので競争をさせていくとこういうのが必要なのではないかなとこう思うわけであり。これもこれ以上言っても同じことの繰り返しでしょうから。そして何十年前か前ですが、いろいろ問題あったなんでしょう。そういうことは何も出ませんでしたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） ちょっと今私の記憶には何十年前に何かあったということだったんですけれども、私の中ではちょっと。逆に委員会の中でもそういう話はちょっと出ませんでした。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 受け取った業者という意味でないので誤解を招かないようにしておかないとこいつおれのこと指したな、なんて言われても困りますので、ですがそういうふうな松島町で受け取っていたときにそういうふうなことがあった業者も含まれているわけですね、今はそういうことがないんだと思いますが。そんなところであります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第125号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第125号工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第126号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第126号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第126号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第126号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査・調査について

- 議長（櫻井公一君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査調査の申し出があります。申し出がありました審査、調査件名を事務局長より朗読させます。事務局長。

- 事務局長（櫻井一夫君） それでは、朗読いたします。

委員会中の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表

平成23年第4回松島町議会定例会

委員会名 継続審査等の内容、審査等の期限の順に報告させていただきます。

第1常任委員会 特区構想について、平成24年12月定例会

第2常任委員会 子育て支援の充実について、平成24年12月定例会まで

議会運営委員会 次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究 平成24年3月定例会まで

議会広報発行対策特別委員会 松島議会だより第109号の発行に関する審査編集、平成24年3月定例会まで

以上です。

- 議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第4回松島町議会定例会を閉会します。

午後2時08分 閉 会

